

名古屋市上下水道局共同研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が、水道技術、工業用水道技術又は下水道技術に関して民間企業等と共同で行う研究、調査、試験又は開発（以下「共同研究」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究者 当局と共同して研究、調査、試験又は開発を行う者をいう。
- (2) 公募型共同研究 当局が解決を必要とする課題に対して共同研究者を公募し、当局の技術力、用地、施設又は上下水道資源（原水、下水、処理水又は汚泥等をいう。以下同じ。）を提供して行う共同研究をいう。
- (3) 提案型共同研究 共同研究者になろうとする者の提案に対して、当局が技術力、用地、施設又は上下水道資源を提供して行う共同研究をいう。
- (4) 資源提供型共同研究 共同研究者になろうとする者の提案に対して、当局が上下水道資源を提供して行う共同研究をいう。

(費用の負担)

第3条 共同研究の実施に係る費用（以下「費用」という。）は、共同研究者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当局が必要と認める場合は、費用の負担について定めることができるものとする。

(共同研究の実施要件)

第4条 共同研究は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、実施するものとする。

- (1) 共同研究として実施することが当局の事業にとって有効で効果が期待できること。

- (2) 共同研究の内容が明確であり公益性を有すること。
- (3) 共同研究者が、共同研究を行うために必要な技術的能力及び費用負担能力を有すること。
- (4) 共同研究の実施が、当局の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 共同研究者が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
 - イ 名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止を受けている者。
 - ウ ア及びイに準ずる者であって、研究の相手方として不適切であると認められる者。

（審査委員会の設置）

第5条 共同研究に関する事項の審議等を行うため、名古屋市上下水道局共同研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（公募型共同研究における共同研究者の選定）

第6条 公募型共同研究において、共同研究者になろうとする者は、当該公募型共同研究に係る企画書を名古屋市上下水道局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定に基づく企画書の提出を受けたときは、当該企画書について委員会の審議に付す。委員会は、企画書を審議し、共同研究の採否を決定するものとする。

（公募型共同研究における共同研究申請書の提出）

第7条 前条第2項の規定により選定された者は、速やかに共同研究申請書を局長に提出するものとする。

（提案型共同研究の審議等）

第8条 提案型共同研究において、共同研究者になろうとする者は、当該提案型共同研究に係る計画書を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定に基づく計画書の提出を受けたときは、当該計画書について委員会の審議に付す。委員会は、計画書を審議し、共同研究の採否を決定するものとする。

(資源提供型共同研究の審議等)

第9条 資源提供型共同研究において、共同研究者になろうとする者は、当該資源提供型共同研究に係る計画書を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定に基づく計画書の提出を受けたときは、当該計画書を審議し、共同研究の採否を決定するものとする。

(審議結果の通知)

第10条 局長は、共同研究の採否について、共同研究者に審議結果を通知する。

(共同研究実施協定の締結)

第11条 局長は、共同研究（資源提供型共同研究を除く。）を実施しようとするときは、あらかじめ共同研究者と共同研究の実施に関する協定（以下「実施協定」という。）を締結しなければならない。

2 実施協定には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 共同研究の実施期間
- (2) 共同研究の業務分担
- (3) 共同研究の費用の負担区分
- (4) 共同研究の中止に係る事項
- (5) 共同研究の成果等の取扱い
- (6) 共同研究の実施にあたって取得した秘密の保持
- (7) 共同研究の実施にあたって生じた損害への対応
- (8) 実施協定の有効期間
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、共同研究の実施に関して必要な事項

3 局長は、実施協定に規定した内容を変更しようとするときは、共同研究者とその旨を規定した協定を締結しなければならない。

(誓約書の受領)

第12条 局長は、資源提供型共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ共同研究者から当該資源提供型共同研究の実施に関する誓約書を受領しなければならない。

(研究結果の報告)

第13条 共同研究者は、共同研究が終了したときは、研究成果について報告書を作成し、局長へ提出するものとする。

(当局職員の発明等)

第14条 共同研究において、当局の職員が行った発明等に係る権利の取扱いについては、名古屋市上下水道局職員の職務発明等に関する規程（平成17年12月名古屋市上下水道局管理規程第24号）の定めるところによる。

(公的機関等の特例)

第15条 局長は、国、地方公共団体、大学等の公的機関又はこれらに準ずる法人与共同研究を実施する場合であり、かつ、局長が必要があると認めるときは、この要綱の一部又は全部を適用しないことができる。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。